

ひょうご震災記念21世紀研究機構

平成21年度 外部評価報告書

平成22年12月

ひょうご震災記念21世紀研究機構外部評価委員会

## 目 次

1 序文	1
2 機構全体の評価	2
3 組織別の評価	4
4 研究調査に関する査読結果	6
[ 参考資料 ]	
評価の方法	8
外部評価の実施経過	8
外部評価委員会 委員名簿	9
業績評価実施要綱	10
外部評価委員会設置要綱	11

## 1 序文

ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「機構」という。）は、平成 18 年 4 月の設立以来、阪神・淡路大震災の教訓である「安全安心なまちづくり」と「共生社会の実現」をミッションとして研究調査、情報発信、学習機会の提供などの諸事業に取り組んできた。

この間、平成 19 年度からスタートした兵庫県の新行財政構造改革推進方策を踏まえ、研究体制を中心とした組織の再編（2つの研究群を一本化）と大幅な事務事業の見直し（予算約 3 割減、職員約 2 割減）を行った。また、阪神・淡路大震災からの 15 周年を契機に人と防災未来センター、こころのケアセンターをはじめとした機構の知的ネットワークや研究成果を活かした「災害対策全書」の出版など、新しい取り組みも展開している。

他方、兵庫県では平成 22 年 12 月に、「新行財政構造改革推進方策（第 2 期）」を策定し、本機構の研究調査に関して「県政および県施策との連携を強化する」ことが明記されることになった。これは、兵庫県の構造改革についても、本機構により積極的な役割を果たしてほしいという要請であると理解できる。

外部評価委員会は、こうした要請にも配慮しながら、「第 1 期中期目標・中期計画」の最終年度である平成 21 年度に取り組んだ事務・事業について、評価項目ごとに吟味をし、厳正に評価を行った。

本機構が新たに策定した「第 2 期中期目標・中期計画」のもと、様々な地域課題や政策課題について、幅広い視点から深く配慮された政策提言等をタイムリーに行い、全国でも数少ない総合的なシンクタンクとして今後ますます充実発展することを期待してやまない。

## 2 機構全体の評価

外部評価委員会は、この機構が、「人と防災未来センター」及び「こころのケアセンター」の運営も含め、阪神・淡路大震災という歴史的経験とそこから得られた教訓をもとに「第1期中期目標・中期計画」に沿って従来概ね所定の成果をあげ、今後の活動が期待される組織であると理解している。

機構は、平成22年4月に公益財団法人に移行した。それに伴い、公益性、透明性をより一層高めるために、事務・事業の見直しを進めているところである。

そこで当委員会は、機構が、「第2期中期目標・中期計画」のもと、そのミッションに基づいた活動を期すための、「政策提言力の向上」「大学等との連携強化と効果的な情報発信」「自己点検評価・外部評価の見直し」などについて議論し、次のような提言をすることとした。

### (1) 政策提言力の向上

#### (県政との連携強化)

- ・ 研究調査本部、とりわけ研究統括においては、個々の研究員への指導もさることながら、平素から兵庫県との連携を深めておくことが重要である。
- ・ 研究テーマについては、兵庫県のニーズを的確に捉え、より実践的・効果的な政策提言につながるテーマ選定に努めることが有益である。
- ・ 兵庫県政及び県施策との連携強化を図るために、研究員に兵庫県からの派遣職員を充てることも検討すべきである。

#### (政策研究の充実)

- ・ 研究会方式をより積極的に取り入れるなど、各分野の専門家や学識経験者の意見をとりまとめ、より実効性の高い政策提言につなげることが求められる。
- ・ 機構発足時と比べ、近年は研究テーマ数を相当しぼっていることは理解できるが、政策提言力を向上させる観点から、博士号取得者など研究能力の高い研究員採用に努めることも一案である。

#### (特色ある研究)

- ・ 今までの研究テーマは、災害復興やこころのケアなども含め、災害後の対応を中心になっているように思われる。それは勿論大切なことではあるが、今後は、災害に対する社会の脆弱さを警告し、それをどうしたら乗り越えることができるのかといったテーマについても研究を行っていくことが考えられる。

- ・ 「人と防災未来センター」、「こころのケアセンター」、「研究調査本部」の3つの研究部門が共同で取り組む研究テーマを設けるなど、引き続きそれぞれの研究部門が交流と協力することによって、ユニークな研究調査・政策提言が生み出される環境を整えることが望まれる。

#### (2) 大学等との連携強化と効果的な情報発信

- ・ 県内には実に多くの大学・研究機関が存在し、それぞれ専門家による研究開発を行っている。機構は今後、今まで以上に大学や研究機関と連携することにより、機構全体の研究を活性化させるとともに、機構の財産である研究成果や展示物等を活用できるような環境を整えることが期待される。
- ・ フォーラムやシンポジウム、研究報告書などのテーマ（タイトル）の設定にあたっては、誰を対象に行うのか、県民向けであればわかりやすく親しみやすいものに工夫することが大切である。
- ・ ホームページにおいて機構の刊行物（ワーキング・ペーパー、機構研究員レポート、研究調査報告書等）をP D Fファイルで見ることは評価できるが、最新のものが掲載されていない。引き続きホームページの充実に努めることが望まれる。

#### (3) 自己点検評価・外部評価の見直し

- ・ 研究調査の評価項目、基準に関して、政策研究を行うシンクタンクとして評価されるよう見直しを行うことが必要で、そのためには、とくに政策提言部分の評価に重点を置いた評価基準・方法を検討することが望まれる。また、査読の方法について検討していくことも必要である。
- ・ 現在、評価は5段階で行っているが、評価基準が曖昧で中間値に収斂する傾向にある。善し悪しがより明確になるような評価方法について検討すること、及び研究調査における評価結果を翌年度以降の研究にどのように反映させるのかを明確にすることも望まれる。

#### (4) 繼続的な見直し

- ・ 兵庫県全体としてのその効率的運営を図るために、大学や民間等で同様の事業が実施されているものについては、見直しが望まれる。

### 3 組織別の評価

今回の外部評価では、研究調査本部、学術交流センター及び管理部がそれぞれの組織で平成21年度に実施した事務・事業について評価を行った。

#### (1) 各組織の担当事務

組織	担当事務
研究調査本部	<ul style="list-style-type: none"><li>① 総合的、実践的な研究調査に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・「安全安心なまちづくり」及び「共生社会の実現」の研究調査に関すること</li><li>・研究助成（共同研究支援事業）に関すること</li></ul></li><li>② 研究成果の普及・政策提言<ul style="list-style-type: none"><li>・研究報告会の開催</li></ul></li><li>③ 情報・資料の収集・整理・保存・展示<ul style="list-style-type: none"><li>・阪神・淡路大震災の経験の集積と伝承に関する記録（オーラルヒストリー）</li><li>・災害対策全書作成に関すること</li></ul></li></ul>
学術交流センター	<ul style="list-style-type: none"><li>① 研究成果の普及・政策提言<ul style="list-style-type: none"><li>・「21世紀ひょうご」の発行</li><li>・ニュースレター「H e m 2 1」の発行</li><li>・ホームページによる情報発信</li></ul></li><li>② 高度な学習機会の提供に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・21世紀文明研究セミナーの開催</li><li>・ひょうご講座の開催</li></ul></li><li>③ 交流ネットワークに関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・21世紀文明研究シンポジウムの開催</li><li>・県内外のシンクタンクとの交流・ネットワークの形成</li><li>・「アジア太平洋フォーラム・淡路会議」への支援</li><li>・「汎太平洋フォーラム」への支援</li><li>・「兵庫自治学会」への支援</li></ul></li></ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"><li>① 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項<ul style="list-style-type: none"><li>・業務運営の効率化</li><li>・業務の質の向上</li><li>・業務・組織の見直し</li></ul></li></ul>

## (2) 評価及び所見

組織	評価	所見
研究調査本部	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究調査の評価のなかで例年同じような指摘事項（本文、参照や引用を正確に表示することなど）が見受けられる。評価結果をフィードバックし、より精度の高いものになるような仕組みを検討すること。</li> <li>報告書のなかには、タイトルをみて、その内容がわかりにくいものが見受けられる。今後は、報告書の内容とともに、情報の受け手を念頭におきながら、わかりやすいタイトルにすること。</li> <li>研究助成事業については、経費削減を行っている中にあって事業を継続していることを認識し、より効果的な助成に努めること。</li> <li>知事、県幹部職員との懇談を行い、政策提言に関する意見交換を行ったことは評価できる。引き続き政策提言の対象となる行政関係者との連携を密にしながら、意思の疎通を図っていくこと。</li> <li>オーラルヒストリーの収集事業で得た記録から、有意義な分析や教訓等を引き出していくこと。</li> </ul>
学術交流センター	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「21世紀ひょうご」の定期購読数が減少しているが、掲載する記事を検討し、より多くの読者の興味をひく内容とすること。</li> <li>ホームページのトップページがリニューアルされ、以前のものより格段に見やすくなった。引き続き、利用者の立場に立ったホームページの運用・管理を行うこと。</li> <li>シンポジウムの内容を新聞紙上に掲載するなど、引き続き効果的な情報発信に努めること。</li> <li>交流ネットワーク事業として取り組んでいる各事業への支援に関しては、事務の支援のみに留まらず、機構としてのPR等のツールとして最大限に活用できるよう検討すること。</li> </ul>
管理部	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益財団法人に移行したことは評価できる。今後は、移行しただけに留まらず、「公益財団法人」によりもたらされる効果を十分にPRしていくこと。</li> <li>資産の運用益が低下している現状にあって、現行水準の事業活動を維持するため、さらなる外部資金の獲得に努めること。</li> <li>経費節減に積極的に取り組んでいるが、サービスが低下しないようにするとともに、働きやすい環境づくりに取り組んでいくこと。</li> <li>人員を任期付任用職員等に転換中であるが、機構の業務に支障が生じないよう、業務の継続性を確保すること。</li> </ul>

[評価基準]

S：計画を大きく上回る非常に優れた業績をあげた

A：計画をやや上回る優れた業績をあげた

B：ほぼ計画通りである

C：計画通りとは言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって計画を達成し得た

F：計画を大きく下回っている、又は計画を達成し得なかった

## 4 研究調査に関する査読結果

平成21年度に完了した13テーマの研究調査について、1テーマごとに学識経験者を専門委員として委嘱し、報告書の査読を行い、評価を行った。

査読結果に基づき、当委員会として共通的に指摘する事項は次のとおりである。

研究統括においては、これらの指摘事項に十分留意して研究指導を行うことを強く要望する。

### 1 調査研究の進め方・議論の展開に関する指摘

- ① 報告書作成についての進行管理を十分に行い、そのテーマがもっている位置づけを明確にすること。
- ② 報告書をまとめるにあたっての基本的なルール・手順（目的を定める、関連する既往研究のレビューを行う、研究方法を説明する、正確に記述する、目的に適した結論を記述する）を認識し、研究調査を行うこと。

### 2 調査方法に関する指摘

- ① 分析に用いた調査結果については、それぞれの項目を明記し、回答者属性の集計値を明らかにするなど報告書における根拠を明確にすること。
- ② データを収集し、まとめるにあたって、その分類の定義（中身）について具体的に説明すること。
- ③ アンケートのような量的分析だけでなく、聞き取り調査などの質的研究を併用し、深い考察に繋げること。

### 3 報告書の体裁に関する指摘

- ① 研究の目的や報告書で重要な文言の説明は、わかりやすく記載すること。
- ② 分析結果を地域的に分類するなど、政策立案を想定して作成すること。
- ③ 事例を比較して記載する際には、その記述を羅列するだけでなく、有機的に分析を行うこと。
- ④ 報告書を完成するにあたっては、本文の誤字脱字だけでなく、参照や引用についても正確に表示すること。

### 4 提言に関する指摘

- ① 抽象的な指摘にとどまることなく、より具体的に問題提起を行うこと。
- ② 誰に向けての提言であるのかを意識し、その発信方法についても検討すること。

## 評価結果一覧

番号	研究テーマ	研究群名	総合評価	(参考) 自己点検評価 委員会による 総合評価
①	ひょうご安全安心白書の企画	安全安心な まちづくり政策	A	B
②	自治体のオールハザード危機管理体制における バックアップのあり方	安全安心な まちづくり政策	A	A
③	多自然居住と自治体の低炭素社会への取り組み	安全安心な まちづくり政策	A	A
④	オーラルヒストリーの体系化・共有化による震災 教訓の発信	安全安心な まちづくり政策	B	A
⑤	災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくり (災害研究ネットワーク)	安全安心な まちづくり政策	A	A
⑥	安心の経済循環と新しい賑わいの研究	安全安心な まちづくり政策	B	A
⑦	まちづくりの手法と住まい再建	安全安心な まちづくり政策	A	A
⑧	親学び応援施策のあり方	共生社会づくり政策	A	B
⑨	青少年の生き方を支える「家族の絆」の構築戦略	共生社会づくり政策	B	B
⑩	「子どもの冒険ひろば」事業に関する研究 －その利用状況及び効果と今後のあり方－	共生社会づくり政策	B	B
⑪	被災地における高齢者活動（老人クラブ等）の復 興経験と現状の検証	共生社会づくり政策	A	A
⑫	長寿国にっぽん活性化戦略 －高福祉社会の構築をめざして－	共生社会づくり政策	A	S
⑬	共生社会実現のための地域力の指標化	共生社会づくり政策	C	C

判定基準 S : 大変評価できる A : 評価できる B : 普通 Cあまり評価できない F : 評価できない

## [参考資料]

### 評価の方法

評価については、機構による自己点検評価及び外部評価委員会による評価を実施した。  
外部評価委員会の評価は、自己点検評価の結果を踏まえ、外部評価委員会を開催して実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおり。

評価の種類		自己・外部の別	評価方法
個別評価	研究調査・完了報告分（13件）	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"><li>研究担当者は記述により行う。</li><li>自己点検評価委員は5段階評価を行い、所見を付す。</li><li>自己点検評価委員会を開催し、評価を決定する。</li></ul>
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"><li>各テーマにつき委員会が選任した専門委員（1人）が査読し、5段階評価を行い、所見を付す。</li></ul>
総合評価	組織別	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"><li>事業ごとに5段階評価を行った上で、組織別に5段階評価を行い、理由を付す。</li></ul>
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"><li>5段階評価を行い、所見を付す。</li></ul>
	機構全体	外部評価	<ul style="list-style-type: none"><li>人と防災未来センター及びこころのケアセンターの評価結果を踏まえ、機構全体について、記述により行う。</li></ul>

#### [5段階評価の評価基準]

##### 個別評価（研究調査）

S : 大変評価できる A : 評価できる B : 普通 C : あまり評価できない  
F : 評価できない

##### 総合評価（組織別）

S : 計画を大きく上回る非常に優れた業績をあげている  
A : 計画をやや上回る優れた業績を上げている  
B : ほぼ計画通りである  
C : 計画通りとは言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって計画を達成し得る  
F : 計画を大きく下回っている、又は計画を達成し得ない可能性が高い

### 外部評価の実施経過

(1) 第1回外部評価委員会 平成22年7月9日（金）

内容：外部評価の進め方

研究調査報告書に係る査読の専門委員の選定

(2) 専門委員による査読実施 平成22年7月～11月

(3) 外部評価委員による書面評価 平成22年8月～11月

(4) 第2回外部評価委員会 平成22年12月6日（月）

内容：各委員の評価状況の報告

委員会評価の協議

外部評価委員会 委員名簿

(委員 : 50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	足立 幸男	関西大学政策創造学部教授
	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	岡本 久之	兵庫県立大学副学長
	木村 陽子	財団法人自治体国際化協会理事長
	佐藤 友美子	サントリー文化財団上席研究フェロー
	瀧川 博司	兵庫県商工会議所連合会特別顧問
	泊 次郎	東京大学地震研究所研究生 (元 朝日新聞社編集委員)

# 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 業績評価実施要綱

## (趣旨)

**第1条** 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (評価の区分・実施主体)

**第2条** 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

- 2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。
- 3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、理事長が指名する副理事長、研究調査本部長、研究統括で構成する自己点検評価委員会を設置して実施する。
- 4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。
- 5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

## (評価の対象)

**第3条** 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

- 2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。
- 3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

## (評価の実施等)

**第4条** 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

- 2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。
- 3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

## (評価の実施時期)

**第5条** 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

- 2 複数年度にわたる調査研究については、年度ごとに成果を取りまとめ、その成果について中間評価の自己点検評価を実施することとし、当該調査研究の完了後、当該調査研究の全体について評価を実施するものとする。

## (評価結果の取り扱い)

**第6条** 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

- 2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

## (評価結果の公表)

**第7条** 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

## (庶務)

**第8条** 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

## (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

### (専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に関係する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

### (謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

### (旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

### (庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。